

第3章

生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第5次基本構想・後期基本計画 策定案

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重

1. 施策の方向性

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取り組みを推進とともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方に基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2. 現状と課題

①本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。

②LGBT*などのセクシャルマイノリティ*について、十分理解されていないため、社会の中で自分らしく生活することが難しい状況です。

【文言の追加】現状の課題を反映

③平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成24年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、富士見市男女共同参画プラン（第3次）に基づき、継続的な事業への取組みや啓発が必要です。

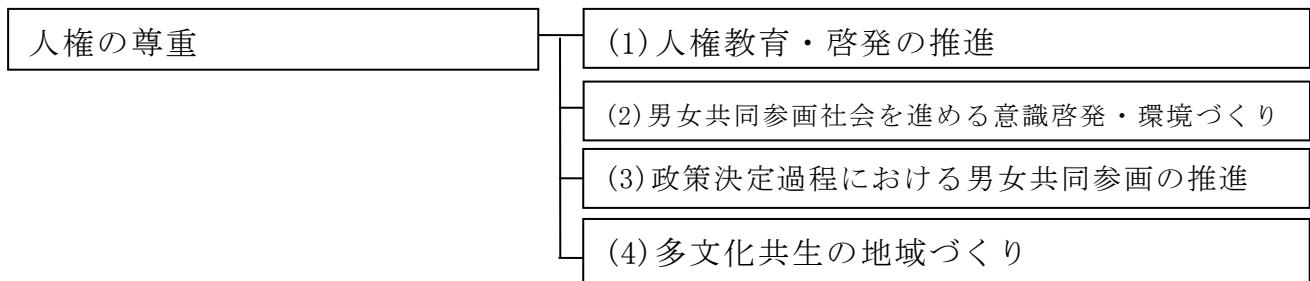
あらゆる分野において男女が対等な立場で個性と能力を十分に發揮できるよう、引き続き、男女共同参画プラン（第3次）*に基づき、施策の推進や啓発を行っていく必要があります。

【文言の修正】表現を分かりやすくするため

④国籍や民族の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取り組みが求められます。

⑤グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（人権・市民相談課、生涯学習課）

①あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、家庭、地域、学校、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

②セクシャルマイノリティ*への正しい認識と理解に向けた啓発などを通じ、お互いの人権を尊重する環境づくりに努めます。

【文言の追加】新たな人権の課題を追加

(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり（人権・市民相談課）

①男女共同参画推進条例*の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、地域、学校、企業などに向けた意識啓発を行います。

②多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかる男女が、~~仕事と生活の調和~~（ワーク・ライフ・バランス*）を確保できるよう、環境づくりに取り組みます。

③ドメスティック・バイオレンス（D V）*やセクシャル・ハラスメント*などの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重しあう社会づくりを進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『男女共同参画推進事業』（人権・市民相談課）

男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画プラン（第3次）により、各施策を推進します。

(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進（人権・市民相談課）

①男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

(4) 多文化共生の地域づくり

（交流センター、人権・市民相談課、生涯学習課、公民館）

①国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、N P O *法人などの市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。

②市民団体などによる国際交流を進めるとともに、相互理解の機会を充実します。

市民団体と市が協力し、市民が広く国際交流できるような取り組みを一層進めるとともに、相互理解の機会の充実を図ります。

【文言の修正】文言整理

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実

1. 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2. 現状と課題

①~~公民館、交流センターなどの生涯学習関連施設では、各ライフステージにおける課題や、少子高齢化など様々な社会状況に応じた課題などに対する現代的・社会的課題に対応した学習の推進及びライフステージに応じた学習機会の提供充実に努めています。~~

【文言の修正等】現状に合わせた内容とするため

②~~公民館や交流センター生涯学習関連施設では、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会をが組織もされており、各施設とのでは市民との協働による多様な「公民館まつり」イベント型や講座型などの事業を開催しています。~~

【文言の修正】現状に合わせた内容とするため

③市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク*制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「協働によるまちづくり講座*」（出前講座）を行っています。こうした取り組みをはじめ生涯学習関連施設で開催する各種学習、イベントなどの情報を広く市民に提供し、これらの機会を通じて、市民と市が地域課題の解決に向けて相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。

【文言の修正】文言整理

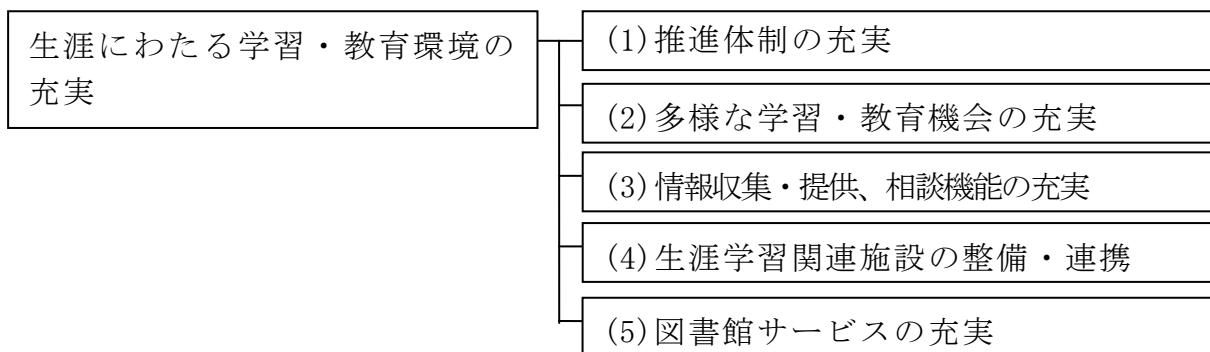
④~~平成25年度から5年間を計画期間とする「第2次富士見市子ども読書活動推進計画*」に基づき、子どもの発達段階に合わせた読書環境の整備を家庭、学校、地域と相互協力、連携を図りながら進める必要があります。~~

【文言の修正等】文言整理

⑤生涯学習関連施設では、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習活動が展開されています。また、青年層が主体的に参加をする機会を増やすため、成人式典などのイベントで企画運営から関わる仕組みづくりや、さらに、青年同士の交流の場となるよう取り組む必要があります。

【文言の追加】総合戦略の結婚支援のための出会いの場創出事業として

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 推進体制の充実（地域文化振興課、生涯学習課）

【文言の追加】担当課の追加

①子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により富士見市生涯学習推進基本計画*を進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『生涯学習推進事業』（地域文化振興課）

第2次生涯学習推進基本計画に基づき、生涯学習の各施策を市民協働により進めていきます。

(2) 多様な学習・教育機会の充実

（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

①乳幼児期子どもから高齢期に至る各ライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。

【文言の修正等】文言整理

②学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

【参考】中期基本計画の主要事業

『市民の多様な学習への支援』(公民館、交流センター)

学習テーマに対応した講師などの紹介や日常生活に即した課題を解決するためには各種学級講座を開催し、より豊かな生活のための学習・文化活動を充実します。

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実

(地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館)

①公民館・交流センターなど市ホームページなどで生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習関連施設ごとに発信する情報を集約し、市民の求めに的確に対応できるように努めています。

②市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『生涯学習活動推進援助事業』(地域文化振興課、生涯学習課)

市内の学習情報が一覧で分かる情報誌を発行します。

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携

(地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館)

①各施設の計画的な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザイン*や情報化社会に対応した設備・機能の整備を進め、市民の誰もが利用しやすい施設を目指します。

②~~公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの生涯学習関連施設~~が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

【文言の修正等】文言整理

【参考】中期基本計画の主要事業

『公民館施設維持管理事業』

安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら、各公民館施設・設備の計画的な改修を進め、地域における生涯学習活動を推進します。

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

①市民ニーズに応えた図書資料や調査・相談機能、配本サービスなどを充実し、地域の情報拠点としての機能を高めることに努めます。

②子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を通して豊かな心を養えるよう、家庭への支援や学校をはじめ関係機関、団体との連携を推進します。

③中央図書館は、利用者が楽しく快適に滞在できる「憩い」の場や、魅力的な空間を持たせるため、改修を進めていきます。

【文言の追加】中央図書館のリニューアル工事を行うため

【参考】中期基本計画の主要事業

『子ども読書活動推進事業』（生涯学習課）

読書に対して積極的な子どもたちを育成するため、「子ども読書活動推進計画」に基づき事業を推進します。

『市民ニーズにあった図書館サービス』（生涯学習課）

市民にとって適切な書籍や資料の充実を図るとともに、電子書籍など新たなサービスについて検討し、地域の情報拠点として利用しやすく役立つ図書館を目指します。

第3節 市民文化の創造

1. 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2. 現状と課題

①キラリ☆ふじみは、公募による芸術監督制度*の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしていました。

【文言の修正】文言整理のため

②キラリ☆ふじみが展開している個性あふれる多彩な創作活動は、平成20年に県内で初めて総務大臣から表彰されました。また、キラリ☆ふじみ制作の創作劇が全国各地国内外で公演されるなど、富士見市から文化芸術が発信されています。

【文言の修正】最新の情報を反映したため

③富士見市文化芸術振興条例*に基づき、地域の文化芸術を振興するため、富士見市文化芸術振興基本計画*の策定などに取り組んでいます。の施策を具現化した、富士見市文化芸術アクションプラン*を策定しました。

【文言の追加】最新の情報を反映したため

④交流センターや公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。

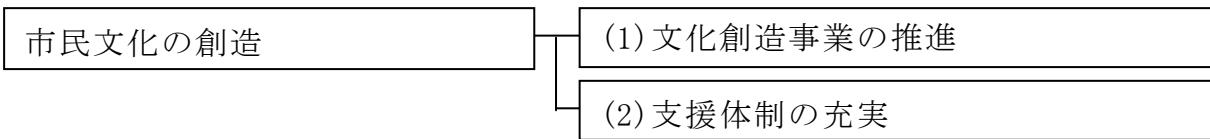
⑤市民ニーズに合った文化芸術活動の充実や情報発信の工夫が求められています。

【文言の修正等】文言整理

⑥子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して文化芸術活動に接する機会を充実することが大切ですに取り組んでいます。

【文言の修正】最新の実績を反映したため

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（地域文化振興課）

- ①キラリ☆ふじみを本市の文化創造・発信の核として位置付け、すべての市民が身近に多様な文化芸術にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ②文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた文化芸術を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ③本市から発信された文化芸術が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化振興を通したまちづくりを進めます。
- ④子どもたちの豊かな心や感性、創造性や表現力を育むため、子ども文化芸術大学☆ふじみ*や小学校合唱部への指導者派遣及び文化芸術アドバイザー*による演劇ワークショップなど、優れた文化芸術にふれあう機会の充実に取り組みます。

【文言の追加】中期基本計画の継続課題を反映したため

- ⑤キラリ☆ふじみは、利用者のニーズや、安全で快適な施設提供及び施設の長寿命化などへ対応するため、舞台機構設備や非構造部材*の耐震化を含めた大規模改修工事を行います。

【文言の追加】中期基本計画の課題を反映したため

【参考】中期基本計画の主要事業

『文化創造事業』（地域文化振興課）

平成24年度に制定した文化芸術振興条例を文化創造・発信の核とし、条例に基づいた基本計画やアクションプランを策定・推進します。

(2) 支援体制の充実（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①市民文化祭をはじめとした各種の文化芸術活動を支援します。
- ②市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に文化芸術活動の輪を広げます。

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

1. 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

2. 現状と課題

①昭和 52 年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館などを会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供してきました。

②すべての小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体に開放し、夜間や土曜、日曜日には約 ~~160180~~ の登録団体（平成 ~~25年4月-28年3月~~ 現在）が利用しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。

【文言の修正】最新のデータに差し替えるため

③市民総合体育館は、空調設置及びトイレの全面改修などとともに、スポーツジム・スタジオの一新により、市民の日常的なスポーツ活動の拠点及び、誰でも気軽に楽しめる健康増進機能を充実していきます。

【文言の追加】大規模改造工事を行うため

④市民総合体育館や富士見ガーデンビーチでは、一層の市民ニーズに応えた自主事業の展開が求められています。また、施設に対する計画的な維持管理が必要ですに取り組んでいます。

【文言の修正等】ガーデンビーチの改修工事を予定しているため

⑤平成23年8月に制定されたスポーツ基本法により基づき、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画の策定が求められていますに取り組んでいます。

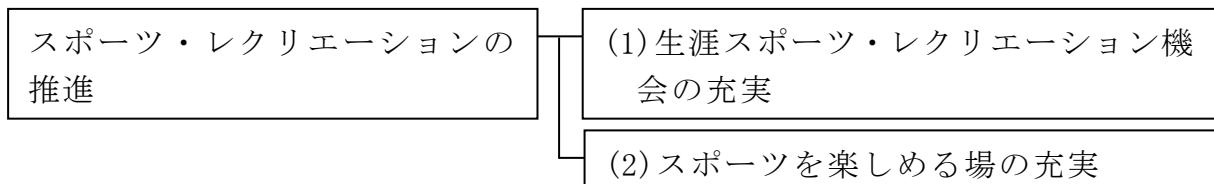
【文言の修正等】平成 28 年度にスポーツ推進計画を策定するため

⑥バトテニスなどのニュースポーツ*の普及をはじめ、地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の充実に努めています。

- ⑦子どもたちが様々なスポーツ体験を通じて、社会性を習得し、自主性や積極性を育むため、子どもスポーツ大学☆ふじみ*に取り組んでいます。

【文言の追加】子どもスポーツ大学☆ふじみを開講したため

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ①富士見市スポーツ推進計画*に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツに親しむことを通して、豊かな生活や人と人との交流、地域の活力を生み出すことを目指し、~~「(仮称)富士見市スポーツ推進計画」の策定を進めます。~~

【文言の修正等】平成28年度にスポーツ推進計画を策定するため

- ②年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、スポーツ推進委員*や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実します。

- ③地域における自主的なスポーツ活動を~~進め推進する~~ため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。

【文言の修正等】現状に合わせた内容とするため

- ④優れたスポーツ選手や指導者から、子どもたちが直接指導を受けることができる子どもスポーツ大学☆ふじみ*の活動の充実に取り組んでいきます。

【文言の追加】「子どもスポーツ大学☆ふじみ」を開講したため

【参考】中期基本計画の主要事業

『スポーツ推進計画策定事業』（生涯学習課）

本市のスポーツ振興について、中長期的な視点から進む方向性を明らかにし、関係団体、地域、行政などが連携し取り組むため、スポーツ推進計画を策定します。

『子どもスポーツ大学ふじみ推進事業』（生涯学習課）

子どもたちの健全な発達を促し、将来への可能性を広げていくため、子どもスポーツ大学ふじみを開校します。

『生涯スポーツ推進事業』（生涯学習課）

日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実します。

(2) スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

①市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設について、市民ニーズに応じた環境整備を進めます。

②学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『社会体育施設維持管理事業』（生涯学習課）

市民の日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、市民総合体育館、ガーデンビーチ、運動公園などの施設環境を充実します。

第5節 文化財の保存と活用

1. 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

2. 現状と課題

①市内には国指定文化財1件、県指定文化財2件、市指定文化財29件のほか、59カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。

②水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員*と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会では、文化財を活用した取り組みを主体的に進めています。難波田城資料館では、地元住民で構成される難波田城公園活用推進協議会*が売店運営や各種イベントなどを行っています。

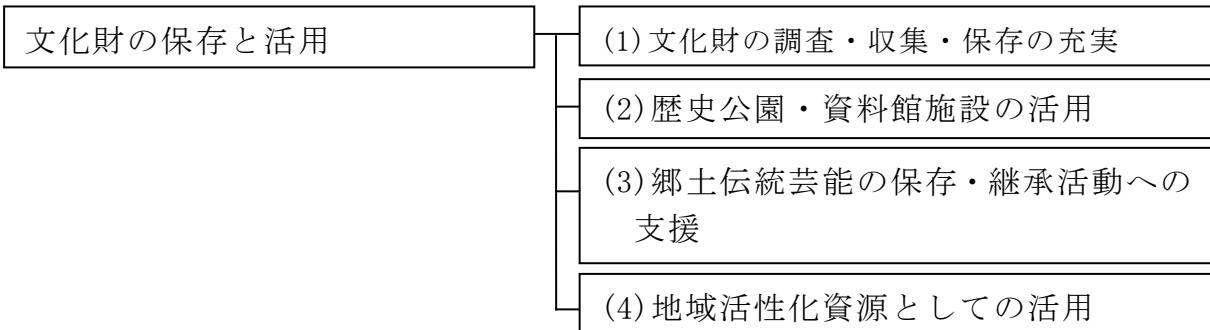
③学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に~~に対する~~触れ、学び、理解することにより郷土意識を育むことが必要です。

【文言の修正等】現状に合わせた内容とするため

④水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を周辺の景観や地域の特性と一体となった観光資源としての活用を図るために、歴史文化資源である復元住居や古民家などの計画的な保全・修繕が必要ですに取り組んでいます。また、市民協働による事業の推進や情報の発信を一層進めていくことが必要です。

【文言の修正等】現状に合わせた内容とするため

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

①埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、多様な歴史文化資源として保存・活用するための施策を進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『文化財総合目録作成事業』（生涯学習課）

市全域における有形・無形の多様な歴史文化資源の全体像を把握するため、総合目録を作成します。

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

①市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。

②市民の憩いや交流の場として活用します。

③水子貝塚公園、難波田城公園を、史跡と自然が一体となった野外博物館としてさらに充実するため、計画的に改修を行い魅力的な施設づくりに努めます。

【文言の追加】総合戦略、施政方針に関連した部分として追加

【参考】中期基本計画の主要事業

『水子貝塚公園・難波田城公園運営事業』（資料館）

資料館や歴史公園を活用し、市民学芸員や資料館友の会などとの連携により郷土学習機会の提供と学習活動の支援に努めます。また、広報やホームページなどにより積極的に情報を発信します。

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ①市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ②市民の郷土伝統芸能への理解を深めるために発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

(4) 地域活性化資源としての活用（地域文化振興課、生涯学習課）

- ①市内の歴史公園や点在する指定文化財を整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市外にもその魅力を発信し、本市のイメージアップと市外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組みます。